

一般財団法人環境優良車普及機構

令和5年度 PCKK補助事業「トラック輸送の省エネ化推進事業」  
の補助金を活用したLEVOリース募集要領

1. 事業の概要

本事業は、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「LEVO」という。）が実施するリース事業のうち、国の補助金を活用、補助対象金額から補助金相当額を先に差し引いてリース元金を小さくリース料金を計算し、リースを行うものです。

具体的には、トラック事業者からのリース申込書を基にパシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「PCKK」という。）が実施する「トラック輸送の省エネ化推進事業」にLEVOが共同申請の代表という形で申込みます。

その後、PCKKの審査（交付決定）後、トラック事業者とLEVO間でリース契約を行い、機器の発注⇒設置完了の後、リース開始となりリース料の引き落としが開始されます。リース契約期間は、5年間（60回）となっております。

PCKK補助対象事業は、「①車両動態管理システム」の導入とその他「②予約受付システム他」を導入する場合があります。ここでは、「①車両動態管理システム」を導入する場合について解説します。他のシステムの導入をご希望の場合は、別途お問い合わせ願います。

補助金に関する事項はPCKK公募要領に依存するため、**本LEVOリースお申込み前に必ずPCKKの公募要領を熟読願います。**

2. LEVOリースの募集期間及び申込方法

今年度からはメール申請のみとなります。

つきましては、LEVOホームページの「提出書類のダウンロード」にある「LEVOリース申し込みチェックシート」を参照し、各書類の提出をお願いします。

また、メールタイトルに必ず「運送事業者名」を明記願います。

書類の提出については、下記期日までに到着するよう送付願います。

(1) LEVOリースの募集期間

【1次公募】令和5年7月 3日（月）～令和5年7月20日（木）

【2次公募】令和5年7月31日（月）～令和5年8月17日（木）

【3次公募】令和5年9月 1日（金）～令和5年9月15日（金）

※各日午前10時～16時まで

※申込み書類に不備が無い場合、各PCKK公募期間に間に合うように申請いたします。

## 令和5年度 LEVOリースの全体スケジュール

No.	項目	期 日	備 考
1	LEVOリース 募集開始	7月3日～	<p><b>LEVOの募集期間</b> ※各日午前10時～16時まで</p> <p>【1次】令和5年7月 3日(月)～令和5年7月20日(木)            【2次】令和5年7月31日(月)～令和5年8月17日(木)            【3次】令和5年9月 1日(金)～令和5年9月15日(金)</p> <p>※メールにて上記期限必着でお願いします。            ※申込み書類に不備が無い場合、PCKK各公募期間末日の営業日3日前までに到着した申請書については、その公募期間に間に合うように申請いたします。</p> <p>【参考】※PCKKの公募期間            【1次公募】令和5年7月12日(水)～令和5年7月25日(火)            【2次公募】令和5年8月 9日(水)～令和5年8月22日(火)            【3次公募】令和5年9月 8日(金)～令和5年9月21日(木)</p>
2	①交付決定(順次) ②契約書発送	8月下旬～ (順次)	①PCKK ⇒ LEVO 交付決定の連絡 ②LEVO ⇒ 事業者 交付決定の連絡+契約書発送 ③LEVO ⇒ 販売会社「念書」の送付
3	契約書返却 (念書返却)	9月上旬～	事業者⇒LEVO リース契約書に署名、捺印後、LEVOに返送 (登記簿謄本、印鑑証明書、口座振替依頼書等) 販売会社⇒「念書」の返却
4	機器の発注 (メールにて)	9月中旬～	LEVO ⇒ 販売会社 機器の発注 (事業者からの契約書の返却、販社からの「念書」確認後) この頃、登録番号を入力した「総括表」「車両一覧表」等を別途メールいたします。
5	機器の取付期間	10月中旬～ 11月中旬	<p><b>11月中旬までに設置完了すること</b>            ※設置完了が遅れる場合は、事前にご相談願います。            ※基本的に設置完了月の翌月からリース料の支払い開始</p>
6	連携前のデータ 10日間分取得	取付完了～中間 報告日前まで	※各種データの取得・とりまとめ また、各種書類の作成・提出 *荷主連携前総括表、10日間の日報 など
7	《中間報告書》 PCKK 指定作業	10月下旬～ 12月上旬	LEVO ⇒ PCKK 6、7で記載された書類等が中間報告提出 期限前に到着した場合、中間報告書としてPCKKへ提出する
8	設置完了報告書 (納品書・請求書) の作成・提出	到着目標 12月上旬  【最終】 12/15 必着	販売会社(事業者) ⇒ LEVO 機器設置完了後、速やかに完了報告書を提出すること *設置完了報告書 *申請車両・車載器シリアル一覧表(LEVOバージョン) *納品書・請求書(領収書は別途依頼します) *全保証書(写) ※車両登録番号等を併記
9	機器代金の支払	12月～順次	LEVO ⇒ 販売会社へ支払い 10月末までに設置完了したものについては、11月末に支払い

つづき

No.	項目	期日	備考
10	実績報告書	12月20日 必着	事業者 ⇒ LEVO データ関係の提出 *荷主連携後総括分析データ(総括表) *自己評価結果LEVO ⇒ PCKK 実績報告書を提出する
11	確定検査	2月	PCKK ⇒ LEVO 補助金確定のための検査がある。 *PCKKが一部運送事業者様へ状況確認あり。総括表等提出できない車両は、補助金減額となり、リース料金の変更となる。
12	額の確定	3月上旬	PCKK ⇒ LEVO 額の確定(3月末 LEVO が補助金受取)
13	事業完了	3月末	ただし、目標省エネ率未達成の事業者については、翌年度も引き続きデータ取得を行い再提出となる(達成するまで継続)

### 3. LEVOリースについて

#### (1) お客様のリース料の引き落としについて

- リース料は先に見積総額から補助金を差し引いて計算いたします。
- 令和5年10月中に設置完了した場合、早ければ11月からリース料の引き落としが始まります。

#### ※リース料の引き落としについて

例) 10月中に設置完了し、「設置完了報告関係書類」が翌月11月7日(LEVOの会計処理日)までに到着し、内容に不備無い場合、同11月23日に3ヶ月分(設置月10月(リース起算月)+引き落とし当月+12月前払い分)のリース料引き落としとなります。書類の到着が11月10日を過ぎると、12月23日に4ヶ月分の引き落としとなりますので、設置完了しましたら、速やかに書類の提出をお願いします。

#### (2) リース料率について

現在の最も低いリース料率で計算すると、機器導入費用(補助金減額後)1,000,000円の場合、毎月のリース料(60回)は、19,500円からとなります。(ただし、与信審査によりリース料率は変動します。また、別途消費税がかかります。)

【参考：リース料金について】

※1:当機構のリース料率につきましては、より利用しやすいリース料率を実現しました。例えばデジタコ10台導入し合計240万円かかり、全額補助対象、補助率1/2の場合、120万円の補助金を予め見込み、(240万円-120万円)、残り120万円を基にリース料の計算を行うので、毎月約4.7万円の支払いが約2.3万円の支払いとなります。(※すべて税抜き価格で試算。また、貴社においては減価償却費の負担をリースにより平準化させることが可能になります。ただし、与信審査によりリース料率は変動します。)

(備考:他のリース会社の場合 **重要**)

補助金120万円をリースに組み込まず直接受け取った場合、**240万円でリース計算をするので、上記よりリース料率が0.1%良くなっても貴社が支払う総支払額は補助金を差し引いても高くなるので、注意が必要です。**

◎すべて税抜き価格で試算また、貴社においては減価償却費の負担をリースにより平準化させることが可能になります。

※よくある質問 「リース料率」とは(参考)

答え:物件金額に対して毎月お支払いいただくリース料の割合のことをいい、算出された「月額リース料」を「物件購入価格」で割って算出したものです。

※ 例:2万円(月額リース料)÷100万円(物件購入価格)×100%=2%(リース料率)

したがって、同じ物件であってもリース期間が短くなれば月々のお支払額が高くなり、リース料率は高くなります。また、銀行の金利とも違いますので、ご注意願います。

その他リース料には、物件取得価額、固定資産税、リース期間中(契約月数)の金利等が含まれています。

4. 対象事業者 (「①車両動態管理システム」導入の場合)

LEVORリースをお申し込みできるトラック事業者

- ア) 貨物自動車運送事業者
- イ) 第二種貨物利用運送事業者
- ウ) 自家用トラック事業者

但し、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- ・経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者。
- ・PCKKの交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること)。

また、平成30年度～令和4年度「トラック輸送の省エネ化推進事業」の交付決定を受けた後に、同事業を廃止・中止又は交付決定の取消しとなった事業者については、基準を満たしたとしても、他の申請の採択が完了した後に採択となります。

## 5. 補助対象事業（PCKK）の要件

（※一部PCKKの公募要領から抜粋。ページ番号はPCKK公募要領参照）

導入した補助対象となるシステムやツールを活用したトラック事業者と荷主等との連携の取組を次の①～④のとおりを実施し、取組の自己評価を報告すること。

### ① 実施計画を作成すること。

- ・申請時に補助対象となるシステムの導入により、どのような取組を実施したいのか、連携メニューリスト（P.51～54 別表参照）を基に作成し、省エネ効果の計画値を提出。省エネ効果の計画値の算定にあたっては、「計算シート\_トン・キロ&燃料使用量算出」を根拠とし、併せて提出すること。（当該シートで「エラー」判定される場合は、採択されない可能性があるので注意すること。）
- ・連携メニューリストの区分AとBから少なくとも各1メニューを必ず選択し、多様な連携による省エネ取組の実施を図る。
- ・トラック事業者と荷主等との取組を実施する車両全体でトン・キロあたりの燃料削減率1%以上の計画値を立案すること。

### ② トラック事業者と荷主等との連携の取組実施前に、自己診断データを取得すること。

### ③ 自己診断（現状分析・提案）を実施すること。

- ・取得した自己診断データから、輸送の省エネ化にあたっての現状の課題抽出及び当該課題解決に向けた輸送効率化の観点でのトラック事業者と荷主等との連携の提案を実施。

### ④ 自己評価を報告すること。

- ・トラック事業者と荷主等との取組状況の報告と省エネ効果を提出。
- ・本事業によって、トラック事業者と荷主等との取組を実施した車両全体でトン・キロあたりの燃料削減率1%、かつ計画値以上の省エネ効果を達成すること。

## 6. 補助対象及び補助対象外経費

【補助対象経費】は以下のとおり。（PCKK公募要領P15参照）

車両動態管理システム補助対象事業者が行う補助事業の実施に必要な車両動態管理システムの導入に要する経費とする。

### 【システムの定義】

- ・車両動態管理システムとは、車両の位置情報を把握できる車載端末を車両に搭載し、取得情報に関して運行中にデータ通信による送受信を行うことにより、車両の運行管理を行うことができるシステムとする。
- ・なお、運行中にデータ通信による送受信ができない取得情報がある場合には、記録媒体に当該取得情報を記録できること。

### 【補助対象経費の範囲】

表 IV-①～IV-③に掲げる 必須機能を有する車載器(取り付けに必要なハーネス類や金具等を含む)、又は 必須機能を有するサービスの導入を補助対象とする。なお、デジタコの新規導入の有無により、以下の3種類の区分があるが、ここでは、表IV-①デジタコ導入型について説明します。

#### 表 IV-①デジタコ導入型

表 IV-②GPS 車載器導入型 (デジタコの導入なし又は既存所有のデジタコを利用)

表 IV-③サービス単独型 (車両動態管理サービスのみを利用、デジタコ・GPS 車載器の購入なし)

- ・車載器の付帯機能については、省エネ及びトラック事業者と荷主等との連携の効果が高いと認められるもの(表 IV-①～IV-③に掲げるもの)を補助対象とする。
  - なお、上記以外の機能(カメラ[ドラレコ]、カーナビ及びアプリ等)については、P.13「補助対象設備と基準」に示す設備と連携して使用する省エネ及びトラック事業者と荷主等との連携効果が高いと認められるもの、若しくは車載器内蔵式など製品構成として不可分で分離できないと認められるものに限り補助対象とする(申請時に個別判断)。
  - 付帯設備については、1運行の中での取得情報を車載器のみで出力・分析できない場合に出力・分析するために必要な事務所用機器を補助対象とする。
- ・車載器・付帯設備については、品質が保証されており、保証期間が定められているものとする(市販品対象)。

「補助対象設備と基準」(P C K K 公募要領 P 1 5 抜粋)

表 IV-① デジタコ導入型

項目	対象設備・費用		基準	
設備費	車載器	必須機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デジタコ機能</li> <li>• GPS位置情報を取得できる車載器 (GPSレシーバを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1運行の中での<u>瞬間速度、走行距離、走行時間を取得できること</u></li> <li>• <u>時間情報を取得できること</u></li> <li>• 車両動態管理に必要となる<u>GPS位置情報を取得できること</u>(なお、<u>当該機能に限って既存所有の装置の活用も可</u>とする)</li> </ul>
		付帯機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EMS機能</li> <li>• 燃料管理機能 (燃料センサー、燃料量の入力装置 等)</li> <li>• 作業状態等の入力装置</li> <li>• 各種センサー (速度、エンジン回転数、ドア開閉温度管理 等)</li> <li>• 積載情報等の入力装置</li> <li>• 移動体通信装置 (LTE通信装置 等)</li> <li>• 無線LAN装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 燃料管理機能は、1運行の中での燃料使用量について、自動若しくは手入力によって計測・記録できる機能を備えていること</li> <li>• 作業状態等の入力装置は、1運行の中での機能に応じた情報(荷待ち中や積卸作業中の状態、実車/空車の状態、給油量 等)を車載器に入力するための装置であること</li> <li>• 各種センサーは、連携メニューを実施する上で必要なものであって、1運行の中での各種センサーに応じた情報(速度、エンジン回転数、作業時間、燃料量、庫内温度等)を取得できること</li> <li>• 積載情報等の入力装置は、1運行の中での機能に応じた情報(積載量等)を車載器に入力するための装置であること</li> <li>• 移動体通信装置は、車載器取得情報を運行中に送受信するための専用の装置であること</li> <li>• 無線LAN装置は、車載器取得情報の送受信専用の装置であること</li> </ul>
	付帯設備	事務所用機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 動態状況管理ソフト及びサーバー</li> <li>• カードリーダー又は無線LAN装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 車載器の取得情報を分析するための専用のソフトや地図データ及び専用のサーバーであること</li> <li>• カードリーダー・無線LAN装置は、車載器取得情報を入力するための専用の装置であること</li> </ul>
諸経費 (工事費)	ソフトウェア・システム利用費 (注1)		ソフトウェアやシステムの月額・年額利用費等であって事業期間中に発生かつ支払完了する経費(但し、導入開始日から1年間を超える期間の利用料相当分については補助対象から除外)であること	
	導入関連経費(注1)		システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること	

(注1)「ソフトウェア・システム利用費」、「工事費」について

LEVOリース申し込み時に金額が確定したシステム利用料についてはリース対象。ただし、「通信費」と記載されたものは補助対象外となります。

## 7. 補助金額（補助率及び補助金上限額）

表Ⅱ.（PCKK公募要領P5抜粋）

補助対象システム・費用	補助率	1事業所あたりの補助金上限額または上限台数
車両動態管理システム	定額または 1／2以内 (1台あたり補助対象経費が24万円以上の場合、補助額を定額の12万円とする。)	30台（※1）

注：1,000円未満切り捨て

※1 「優遇措置対象車両に対する上限台数の特例：省エネ法に基づく自動車燃費目標基準（2025年度目標）を満たすトラック等においては、基本の30台に追加で30台（合計60台）可能 詳しくはPCKK公募要領P5参照。

- (1) 上限台数や定額の補助額については、1次公募の応募状況を踏まえ、見直す場合がある。
- (2) 各回の採択にあたっては、下記の申請を優先して採択する。
  - 本公募では、①予算の範囲で事業用トラックの申請を優先的に採択し、次に②事業用トラックの採択終了後に残予算を上回らない範囲で自家用トラックの申請を採択する。
  - 優先採択順位：事業用トラックのみによる申請 > 自家用トラックを含む申請
  - 補助金申請額の合計が予算額又は残予算額を超える場合、車両動態管理システムについては、予算額又は残予算額を上回らない範囲で実施計画における省エネルギー費用対効果（トン・キロあたりの燃料削減率／1台あたりの補助対象経費）の上位の申請から優先的に採択する。
- (3) その他、「予約受付システム他」をご希望の場合は別途ご相談願います。

## 8. PCKKの補助対象事業の要件（PCKK公募要領 P.7 抜粋）

導入した補助対象となるシステムを活用したトラック事業者と荷主等との連携の取組を次の①～④のとおり実施し、取組の自己評価を報告すること。

- ① 実施計画を作成すること。
  - 申請時に補助対象となるシステムの導入により、どのような取組を実施したいのか、連携メニューリスト（P.52～54別表参照）を基に作成し、省エネ効果の計画値を提出。省エネ効果の計画値の算定にあたっては、「計算シート\_トン・キロ&燃料使用量算出」を根拠とし、併せて提出すること。（当該シートで「エラー」判定される場合は、採択されない可能性があるので注意すること。）

- 連携メニューリストの区分AとBから少なくとも各1メニューを必ず選択し、多様な連携による省エネ取組の実施を図る。
  - トラック事業者と荷主等との取組を実施する車両全体でトン・キロあたりの燃料削減率1%以上の計画値を立案すること。
- ② トラック事業者と荷主等との連携の取組実施前に、自己診断データを取得すること。
- ③ 自己診断（現状分析・提案）を実施すること。
- 取得した自己診断データから、輸送の省エネ化にあたっての現状の課題抽出及び当該課題解決に向けた輸送効率化の観点でのトラック事業者と荷主等との連携の提案を実施。
- ④ 自己評価を報告すること。
- トラック事業者と荷主等との取組状況の報告と省エネ効果を提出。
  - 本事業によって、トラック事業者と荷主等との取組を実施した車両全体でトン・キロ当たりの燃料削減率1%、かつ計画値以上の省エネ効果を達成すること。

## 9. 報告データの内容等について（P 9～）

報告データ（自己診断データ、【総括分析データ（総括表）】、自己評価結果）については、PCKKの公募要領等を参照し、作成、提出をお願いします。

また、トン・キロシートについては公募要領12頁を参考にして作成をお願いします。

## 10. LEVOリースへのお申し込み条件等

- LEVOとのリース契約（5年）が前提（「買取」は直接PCKKへ申請）
- 今年度も諸経費（「設置工事費」、「ソフトウェア・システム利用料」）が補助対象となっております。システム利用料については、LEVOリース申し込み時に金額が確定している場合は補助対象として車載器の工事費欄に入力願います。
- 諸経費についても、5年リースになることを予めご了承ください。
- 事故・自己都合による減車、データ等の不備・未提出等により補助金の減額等があった場合、リース料の再計算を行い、令和5年4月引き落とし分からリース料の増額変更となります。
- 令和5年10月中に設置完了した場合、早ければ11月からリース料の引き落としが始まります。
- PCKKが求める荷主連携に係る各種書類、データ等の提出ができること。
- PCKKへの申請は、LEVOが共同申請代表となって行います。
- LEVOとのリース契約締結後、LEVOリースを中止する場合は、「取下げ届け」を提出すること。（機器発注後の取り下げは、補助金相当額を足したリース料の一括支払いとなりますので、ご留意願います。）
- デジタコ等機器の取付開始時期は、PCKK交付決定後に発送するLEVOとの

リース契約締結後の発注となります。(※P C K K 交付決定前に機器の取付等を行うと補助金交付対象とはなりません)

- 見積書は、販社がメーカーの価格表を基に統一した型式名で作成すること。
- 値引き・割引の場合は、その金額を平準化して単価に反映してください。
- 機器の取り付けは令和5年11月中旬までに完了し、令和5年11月下旬を目処に設置完了報告書が提出できること。(※もし、遅れそうな場合は、ご連絡願います。)
- P C K K の公募要領を必ず一読願います。

## 1 1. その他注意事項

(1) 与信審査により受付できない場合があります。

(2) L E V O はリースするにあたり、車検証の提出が必要となります。

提出すべき書類等が全て揃っていない場合は受付できません。特に「申請車両・車載器シリアル一覧表」と「車検証」の記載内容が同一であること。

① 申込書等すべての提出書類の記載内容に不備がないこと。

営業所名及び営業所数も正しく記入ください。

※メールアドレスは、必須項目となり、間違いのないように記入してください。

※お申込みにあたっては、ホームページの提出書類のダウンロードにある「L E V O リース申し込みチェックシート」を参考に書類の作成をお願いします。

② 「申請車両・車載器シリアル一覧表」の転記内容が車検証と同一であること。必ず、登録番号の小さい順(昇順)に記入すること。車検証は、このリスト順(昇順)に揃えて送付願います。

申請する車両の車検証の有効期限が、後日公表される交付決定日以前の場合は、該当車両のみ車検証の差し替えをお願いすることもあります。

また、極端に期限の切れた車検証を提出しないこと。車検証が不鮮明の場合、再提出となります。

(3) 申請車両について

申請車両、台数等は、申し込み段階で確定し、申し込み後の車両変更、台数変更等はできる限り行わないようにしてください。また、申し込み後の申請取り下げは、交付決定までに判断し、交付決定後の安易な取り下げについては行わないようお願いいたします。(次回の補助金申請ができなくなる場合もあります。)

(4) 車両について、予備車や、運転者不足等による稼働の無い車両など、運転データの取得が出来ない車両についての申請はできません(補助対象外)。

(5) 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

(6) この募集要領によるほか、特にP C K K からの指示があった場合には、その対応が

必要となります。

(7) P C K Kの補助金の額の確定検査（令和6年2月頃）において、P C K Kから設置状況確認を求められる場合があります。その際にご対応をお願いします。

(8) その他、ご不明な点等がある場合には、以下にお問い合わせ下さい。

#### 1 1 . L E V Oリース申込み申請書送付先（お問い合わせ先）

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-14-8 YPC ビル  
一般財団法人 環境優良車普及機構  
事業部

- ①吉田 : 北海道/東北
- ②山口 : 関東
- ③三浦 : 中部/北信/近畿/中国
- ④井上 : 四国/九州/沖縄

「動態管理L E V Oリース申し込み」係

Tel : 03-3359-8465 Fax : 03-3353-5435

Mail : ems2023@levo.or.jp